

資料7

支援費制度下における相談支援事業の現状と課題

— 自立生活支援センター「きらリンク」(京都市) の事例を通して —

自立生活支援センター「きらリンク」
事務局長 谷口明広

1. 自立生活支援センター「きらリンク」の概要

(1) 「きらリンク」の経緯

- ・設立 2000年10月1日 (2年半を経過している)
- ・運営主体 財団法人 京都新聞社会福祉事業団
全国でも民間の財団法人が「市町村障害者生活支援事業」の委託を受けているのは珍しいことである
- ・業務内容 【資料1】
- ・事業実績 【資料2・3】

(2) 京都市障害者生活支援事業連絡協議会の設立

- ・設立 2001年6月21日
- ・事業内容 【資料4】
- ・現行体制 【資料5】

(3) 京都市生活支援連絡会 (サービス調整ネットワーク会議)

支援センター4ヶ所とサービス事業所2ヶ所の相談員が集まり、地域生活支援に関する情報の共有とサービス調整を試みている。現在は、賛同者による私的集団ではあるが、有効に機能しており、将来は公的な調整会議に発展させていきたいと考えている。

2. 相談支援事業から見る支援費制度の問題点と課題

(1) 支援費支給申請における問題点

- ・障害者生活支援事業所の量的不足および質的な問題点の露呈
障害をもつ人たち自身が自分の必要な介護時間が算定できず、市町村職員も知識および経験不足という現状では、適切な申請が為されなかった可能性がある
- ・障害者ケアマネジメント従事者の機能不全と経験不足
障害をもつ人たちの障害種別や生活実態を知らないケアマネジメント従事者が多く、介護量の算定ができなかった

(2) 支給決定における問題点

- ・居宅生活支援におけるサービス種別による困惑
本来は、日常生活支援中心の支給決定をされなければならない障害をもつ人たちが、日常生活支援を担当してくれる事業所が少ないという理由で、身体介護中心の支給決定を余儀なくされている
- ・市町村が作成した支給決定ガイドラインによる困惑
大阪市の例【資料6】に見るように、障害程度の重軽により、一律に機械的な決定を実施しているが、支援費制度の趣旨からして疑問を感じざるを得ない

(3) 支援費制度が実施されてからの問題点と課題

- ・サービス事業所の不足による選択不可能という状況
サービス事業所が量的な不足状態にあり、自らがサービスを選べる制度ではなくなっている現状にあり、ホームヘルパー不足と関連して、利用が抑制されている
- ・サービス量の維持を意識した「無意味な利用」が多くなっているという現状
月毎に定められたサービス量を使い切らないと、来年度に削減されるという恐怖心から、無意味な利用が増えていると思われる。本人が外出を望んではいないのに連れ出されたり、親が定期的な利用を決めてしまったりする例が多く見られてきている

3. 支援費制度下における地域生活支援の問題点と課題

(1) 京都市特有の問題点と相談支援事業の役割と機能

- ・障害をもつ学生の支援費活用における問題点
仕送りを受けている学生は、親の居住地で支給決定を受けなければならぬという規定のもとで、現在居住している地域の福祉事務所では相談に乗ってくれないケースが多発している。この問題に取り組み、支援しているのは、支援センターである
- ・高齢者専門事業所への支援費制度介入への積極的なアプローチ
当支援センターが位置する地域は、担当が広域になっており、介護保険の事業所しか存在しない場所もある。障害者を敬遠しがちな事業所に対して、ヘルパーの再教育プログラム等を提案している

(2) 支援費サービス事業所における問題点

- ・事業所が不足していることによる主体性の相違に関する問題点
事業所を選択できないという問題点に関連して、契約できた事業所の意向でサービス提供の時間数や時間帯が決められることが多くなっている。利用者主体という名目であるが、事業者主体という実態が浮かび上がってくる
- ・事業者が誘導して「本人の意思ではない利用」を促進している疑問点
「支給量の全てを使用しないと、来年度に削減される」という不安から、知的障害をもつ人たちに対して、「本人の意思ではない利用」が為されているという報告を受けている
- ・ホームヘルパーに対して支給される給与の格差に対する問題点
事業所からヘルパーに支払われる時給は、900円から1000円という金額である。支援費制度における身体介護においては、4000円を超える金額が支給されているにも関わらず、時給が安過ぎるのではないかだろうか。NPO法人の事業所が多いという現状を見ると、利益還元という問題は大きいと思われる

(3) 障害をもつ人たち自身の問題点

- ・支援費制度の充実によるエンパワメント低下への不安
「来週の介護者を探すために、毎晩二時間も電話をしている」という状況にあった重度の障害をもつ人たちが、事業所へ一本の電話を掛けるだけで事足りてしまうという状況は、歓迎すべきではあるが、彼らのエネルギーを奪うものになり兼ねないという危険性を感じる
- ・ボランティア不足による問題点
今まで関わってきたボランティアが、「お金がもらえる」という意識から、ヘルパー資格を習得し、有資格者となってきた。一見は良い傾向と思われるが、自由であり、友人感覚で関係が持てるボランティアが減少していることは、今後の大きな問題点となると思われる
- ・第三者評価的な存在感が薄れていく問題点
オンブズマンや監査委員とは異なり、不正を摘発するのではなく、サービスの質を向上させるように活動する第三者評価の役割は、今まで障害者自身や障害者団体が担ってきたと認識している。障害をもつ人たち自身が事業所を立ち上げてきることにより、この機能が弱まってきていくのではないかと懸念している

資料 1

● 自立生活支援センター「きらリンク」（京都市）の設立経緯と概要

自立生活支援センター『きらリンク』は、京都市内では初めて運営主体となる財団法人京都新聞社会福祉事業団が市町村障害者生活（身体障害者相談）支援事業の委託を受け、2000年10月1日に誕生しました。

純民間の財団法人が自立生活支援センターを手掛けた事例は過去になく、社会福祉法人や障害当事者団体でもない組織が、障害のある人たちの生活支援を始めるようになった経緯から書いていきたいと思います。当事業団は「車いす自立への旅」という研修旅行を20年近く続けてきた実績があり、「障害のある人たちの海釣り体験講座」や「障害のある人たちのパソコン教室」を地道に続けるなど、常に障害のある人たちと共に歩んできました。それら個々の事業の中で、障害のある人たちの生活における苦労や問題点、更には悩み事を聞く機会が増えてきたのです。京都市内から行事に参加してくれる方々は勿論のこと、京都府下や滋賀県からもさまざまなニーズは年月が進むにつれ、大きくなっています。その中でも、最も大きな課題として上がってきたのが「自立生活への援助」でした。京都は

「京阪神」と言われる大都会に位置し、古風な建物と近代的な建築物が調和を取り、我が国唯一の観光地として知られています。しかしながら、伝統を重んじ、古き良きものが残る京都は、住民の心にも「京都」のように偏見や差別が他の地域に比べて根深く残っているように思えます。そのような風土の中で生きている障害のある人々は、相談できる相手に出会うことが許される行事に参加して、自分の考え方を聞いてもらうことが唯一の機会だったのかも知れません。

そのような相談をしている参加者の中から、「地域社会での自立生活について学べるような講座を開催して欲しい」という声があがり、それに応えて1995年から「障害をもつ人たちの自立生活教室」という自立生活プログラムを始めることになりました。更に、「個別に対応した支援を始めて欲しい」というニーズが参加者の中から表出されるようになり、二年後には「自立生活技術教室」と名付けた個人別プログラムを開設していく講座を持つに至ったのです。これらの講座から卒業していった障害のある人の中には、地域社会での自立生活を営む者も数名でてきており、自立生活予備軍と言われるような人たちも数多く潜在するようになってきました。そんな折、京都市では「全身性障害者介護人派遣事業」などの障害者制度がスタートし、重い障害のある人たちでも地域社会での生活を営める環境が徐々に整いました。

このような状況の中で、地域社会で自立生活を営む障害のある人たちが増加し、生活のニーズに対して、即座に相談に乗り、迅速に対応してくれる場所が必要になってきた訳です。要するに、行事があるのを待ちにし、相談者を見つけ、対応を検討していたのでは問題が山積みになってしまい、障害のある人たちが現実に生活するようになってきました。そこで、当事業団が開設したのが「ピアリンク」という相談窓口でした。この「ピアリンク」は、交通の便がよい「京都府総合福祉会館（ハートピア京都）」の一室を二週間に一回の割合で借り、私自身が相談員として生活ニーズばかりではなく、精神的な悩み事に対してもカウンセラーとして対応していくことを目的としたものです。対象は、身体障害のある人たちばかりではなく、知的障害のある人たちや精神障害のある人たちも含まれており、更には家族の方々も相談室を訪ねてくださいました。しかし、月に二回という対応では「即効性」という問題をクリアすることが出来ず、常時対応してくれる機関の存在が熱望されていたのです。

「障害者プラン」によって定められた自立生活支援センターの整備に関して、京都市の対応は遅く、2000年度の予算によらずに計上され、『きらリンク』が市内では第一号の自立生活支援センターとしてスタートしました。開所した当初は、『きらリンク』の存在を知っていただくために時間を必要としましたが、数ヶ月も経たない間に月間400件を超える相談が寄せられるようになりました。現在の『きらリンク』は、ピアカウンセリングを含めた相談支援が主な事業であることは確かですが、その他にも「障害のある福祉専攻学生の学習支援講座」や「障害のある人のIT講習事業」、そして「余暇活動支援事業」等のプログラムを実施しています。さらに、必要に応じて、時代が必要としている講座

(支援費制度に関する当事者説明会他)の開催も予定しています。また、京都市障害者生活支援事業連絡協議会を組織し、「ピアカウンセラー養成講座」を2001年度から開催し、障害のあるカウンセラーの養成に尽力しています。京都市という地域の中で充分に活躍できるピアカウンセラーを育てていくことは、支援費制度におけるケアマネジメントを円滑に進めていくために必要不可欠です。支援費制度のもとで障害のある人たちの生活を安定したものにしていく為に、自立生活支援センター『きらリンク』が果たしていかなければならない役割は、たいへん大きなものがあると痛感しています。

自立生活支援センター『きらリンク』事務局長 谷口明広

資料 2

2002年度 事業報告書

財団法人京都新聞社会福祉事業団
自立生活支援センター「きらリンク」

【運営状況】

自立生活支援センター「きらリンク」（以下、支援センターとする）の意思決定機関である運営委員会を今年度も継続して実施した。しかしながら、運営委員全員のスケジュール調整が困難となり、十分に開催されたとはいがたい。運営委員会を機能させるために、各運営委員に個別での意思確認と調整を図り、意思決定機能を維持させることはできたものの、当センターの課題は、スピードが求められることが多く、今後の取り組みとしてマーリングリストを活用した意思決定の仕組みを整えたいと考えている。また昨年に引き続き「ケース検討会議」を実施し、相談員レベルでの課題の共有と、より好ましい援助の実践に向け取り組んできたが、これに関しても相談員レベルでの課題共有と解決策への方向付けを目的に、より質が高く、相談上の課題のスピードに対応できる方法を模索したい。今年度も他地域の生活支援センターからの見学依頼も多く、積極的に見学を受け入れ、当センターの考え方を伝える機会を多く持つことができた。その結果、各々の地域で当支援センターの実践における理念の賛同を得て、将来にわたって意識しあえる良き協力機関が増えつつある。

【事業の状況】

- ◆ 相談件数は今年度も4000件を大きく上回った。1カ月の平均相談件数が400件で推移していることになる。来談者の状況とすれば、肢体不自由・知的・重複が多く、居住エリアも多岐にわたり、本来の対象者ではない方からの相談も数多く寄せられている。また支援の内容としては、自分らしく生きていくことを支援するための相談が最も多く、様々な社会資源を検討する中で、在宅サービスの利用へと移行していくという、当センターの大切にしている相談のプロセスが、数字の上でも色濃く反映されている。
- ◆ 障害種別としては、肢体不自由が圧倒的に多く、次いで知的障害、重複障害の順となっている。特に精神障害と他障害の重複ケースは、多くの行動障害が精神の部分に起因することが多いが支援を行うにあたっては支援スキルの部分で思い悩むことも多い。また強度行動障害を伴う知的障害の方からの相談も同様である。専門機関としては療育相談室などもあるが、先々の予約が一杯でとのことで来所されるケースが多い。このような課題にはできる限りの対応を検討しているが、まずは地域療育等支援事業の対象であるなかで、対応策を検討していただく必要を感じる。また本当は強度行動障害に対応できる自閉症児者支援センターの必要性を強く感じる。

※国庫補助事業で予算化されていたと思うが、京都市としての取り組みに期待したい。

【在宅福祉施策の利用援助】

- ◆ 在宅福祉施策の相談では、やはり圧倒的に介護者の確保に関するものが多く、今年度も民間

のレスパイトサービス事業所を頼って調整を進めてきた。しかしながら、支援費制度導入直前という時期でもあり、申請・支給量決定・事業者調整と多岐に渡っての相談も多く寄せられた。この中で、これまで制度利用が認められてこなかった障害の方のサービス利用の相談では、自らの生活を振り返り、その中で介護を必要とする部分を見極め、必要な介護がどのようなものであるかを検討し、サービス申請へと至る手順を大切にすることが重要であると再確認した。また障害のある人のITサポート事業を通じての相談も多く寄せられ、情報機器（パソコンや周辺機器）の制度支援（特に日常生活用具のパソコン・重度障害者意思伝達装置）も多かったことは、今年度の特徴であろう。

【社会資源を活用するための支援】

- ◆ 社会資源に関する相談では、法人として「障害のある人のITサポート事業」を京都市・京都府より受託し実施したため、その後のフォローアップ相談が増加した。当支援センターの、パソコンの使用環境に関する当センターのスキルも大幅に向上したが、当センターのみのスキルにしておくことよりも、広い地域でサポートできる方を支援し、支援者数の増大を図る必要性を感じてきたところから、支援者養成といった面で法人独自事業なども含めて展開してきたところである。引き続き、身近なところでパソコンを教えてくれる人がいる環境を作り上げるために、継続して事業を展開したい。

【社会生活力を高めるための支援】

- ◆ 自立生活に関する相談では、支援費申請を機に、自らの将来の生活を検討し、今必要なことを明確にするといった機会を、個別相談あるいは「障害のある福祉専攻学生のための学習支援講座」を通じて持つことができた。そういう点では、単なる制度相談に終始するのではなく、サービスは自分らしい生活をするための手段であるという考え方のもと、相談業務に従事することが求められていると同時に、単なるサービス調整という意味合いでのケアマネジメントではなく、あくまで自立生活支援相談であることの重要性を、再認識させられる一年であった。

【ピアカウンセリング】

- ◆ ピアカウンセリングについては、利用者数は横這いであり、また長期にわたる継続ケースが多いことは昨年と同様の傾向である。しかしながらピアカウンセリングそのものの認知は十分になされたとも思えないため、周知していく必要性を感じる一方で、ピアカウンセリングでなければならない相談とは何なのかという問い合わせに対して、当センターとしても、今一度検討をしていく必要性を感じてもいる。また第二回ピアカウンセラー養成講座を、京都市障害者生活支援事業連絡協議会と京都新聞社会福祉事業団の共催で実施し、18名の受講者から16名の修了者を輩出した。第一回修了者で組織される「ピアカウンセラーきょうと」に加入される方も多く、今後の当該事業のみならずボランタリーな領域での活躍が期待される。

【専門機関の紹介】

- ◆ 専門機関の紹介に関しては、それほど多くの場面を記憶に残していない。やはり、他機関が

支援を継続できなかった困難ケースが多いため、紹介先が見つけられないことが第一に挙げられる。一方で、圏域あるいは障害種別から、本来担当すべき支援センターが存在するにも関わらず、相談に応じてもらえないかったためという理由で来所に至ることも多く、また重複する障害に対しても対象外の障害があることを理由に相談を拒絶され、当センターに来所されるケースも多く存在した。これらの課題は、同じ事業を実施している京都市障害者生活支援事業連絡協議会でも議論され、当面は他障害領域の支援センター間の温度差がある中では、圏域・障害種別を問わず相談を受けていくことを申し合わせた経緯がある。しかしながら、そのような状況が改善されるべきであるとも考えており、何らかの対応策が必要であると認識している。

【その他】

- ◆ 今年度は意味ある他機関ネットワークの構築を目指し、対外活動を重視して事業を実施してきた。その中で、生活支援に前向きな支援センターと事業所とで構成する「京都市生活支援連絡会」が立ち上がり、生活支援に生じる様々な課題を共有し、互いに解決策を議論し、実際のサービス提供にまで結びつけるネットワークが生まれた。一方では、サービスの質が問われる時代もあり、「第三者評価事業きょうと研究会」の活動にも当センターの3名の相談員と1名の運営委員が研究員として参加している。このような取り組みを通じて、支援センター業務の質向上を図るために尽力してきた。一方では、福祉事務所あるいは療育相談室・保健所といった公的機関との継続的なかかわりの中から、協力的な関係が拡大しつつある。今後の課題としては、業務として形成されてきたインフォーマルなサポートシステムを京都市内でのフォーマルなネットワークへと転化させ、システムとして機能する形にまで高めていくことを視野に入れて、継続して関わっていきたいと考えている。

【特記事項】

- ◆ 今年度は、支援費制度の導入という嵐の中、急遽当該事業の厚生労働省予算からの消滅と地方交付税化という運営の基盤を揺るがす激震が走ったことに触れずにはいられない。当センターも2年6ヶ月の活動を通じ、不充分な点があることは認めつつも、形あるものも生み出してもきた。その過程の中では、福祉事務所・更生相談所・保健所といった公的機関や様々なサービス提供事業所との関わりが生まれ、うまく機能した例なども積み上げてきている。一方では、他支援センターへの助言なども行ってきており、意味ある活動を実践してきたという自負もある。次年度では、そのような実状の中で、京都市内でどのような役割が期待され、どのような役割を果たすべきなのかといった基本事業の検証作業が求められていると感じている。その中から、独自に事業展開している部分が明確となり、独自性も自覚できるようになるからである。基本を明確にし、独自色を明確にするという過程を、京都市とも相談しながら、当該事業のあり方と必要性を確認し、次のレベルへのステップアップを図りたい。

資料3

1. 相談件数(新規・継続別)

新規件数	492 件	(時間外	235 件)
継続件数	4289 件	(時間外	1528 件)
月間延件数	4781 件	(累計	4781 件)

2. 相談件数(属性別)

	本人	同居家族	別居家族	その他	計
新規	228	63	3	198	492
継続	1542	539	56	2152	4289
計	1770	602	59	2350	4781

3. 相談件数(相談方法別)

	来所	電話	FAX	訪問	その他	計
新規	84	133	5	0	270	492
継続	906	1648	421	10	1304	4289
計	990	1781	426	10	1574	4781

4. 相談件数(地域別)

	新規	継続	計
北	30	719	749
左京	54	684	738
上京	24	279	303
中京	26	329	355
下京	23	120	143
南	15	144	159
東山	12	73	85
山科	16	846	862
醍醐	4	42	46
伏見	35	114	149
深草	2	111	113
右京	26	140	166
西京	14	119	133
洛西	3	51	54
市外	157	499	656
不明	51	19	70
計	492	4289	4781

5. 相談登録者数(地域・男女別)

	男	女	計
北	26	17	43
左京	41	32	73
上京	11	11	22
中京	21	14	35
下京	12	8	20
南	9	11	20
東山	3	3	6
山科	13	8	21
醍醐	10	7	17
伏見	15	3	18
深草	6	8	14
右京	20	10	30
西京	14	5	19
洛西	3	5	8
市外	47	35	82
不明	0	0	0
計	251	177	428

6. 相談登録者数(障害・男女別)

	男	女	計
視覚	2	4	6
聴覚・言語	3	6	9
肢体	102	89	191
内部	27	8	35
知的	49	28	77
精神	12	6	18
重複	35	19	54
障害児	14	8	22
その他	7	9	16
計	251	177	428

7. 相談登録者数(年齢・男女別)

	男	女	計
18歳未満	11	7	18
18~64	176	139	315
65歳以上	60	30	90
不明	4	1	5
計	251	177	428

8. 相談登録者(登録累計)

新規登録者数	124人
登録者数累計	428人

9. 相談内容(障害・相談内容別)

	在宅福祉施設の利用援助 ①	社会資源を活用するための支援 ②	社会生活力を高めるための支援 ③	ピアカウンセリング			専門機関の紹介			その他			計							
				男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	
視覚	2	7	0	9	9	34	0	43	7	106	0	113	0	1	0	1	2	0	2	
聽覚・言語	0	0	0	16	5	0	21	31	3	0	34	0	1	0	1	1	0	0	2	
肢体	178	93	0	271	315	181	0	496	468	359	0	827	27	10	0	37	14	1	0	
内部	1	1	0	2	21	7	0	28	12	3	0	15	0	2	0	0	0	0	15	
知的	439	13	0	452	536	53	0	589	763	59	0	822	0	0	0	0	0	0	0	
精神	1	0	0	1	30	17	0	47	21	8	0	29	0	0	0	3	0	0	3	
重複	142	228	0	370	172	344	0	516	172	448	0	620	0	2	0	3	3	0	6	
障害児	19	8	0	27	38	17	0	55	61	33	0	94	1	0	1	1	2	0	3	
その他	4	10	0	14	84	74	0	158	109	84	0	193	0	0	0	8	8	0	16	
計	786	360	0	1146	1221	732	0	1953	1644	1103	0	2747	28	16	0	44	36	14	0	50
																974	1058	1	2033	
																4689	3283	1	7973	

資料 4**京都市障害者生活支援事業連絡協議会規約****(名称)**

第1条 本協議会は「京都市障害者生活支援事業連絡協議会」と称する。

(事務局)

第2条 1. 本協議会の事務局は本協議会が定めるところに設置する。
2. 事務局は本協議会の日常的な業務を行い、その業務は会員が相互協力して実施する。

(目的)

第3条 本協議会は、京都市障害者生活支援事業（身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談支援事業）の円滑な実施と同事業の充実を図るための活動を通して、市民による理解の促進と障害のある人たちの自立や社会参加の促進を目的とする。

(活動)

第4条 本協議会は、前条の目的を達するために以下のようない活動を行う。
1. 京都市障害者生活支援事業に関わる団体職員の研修
2. 京都市障害者生活支援事業に関する情報提供
3. 京都市障害者生活支援事業を実施する機関の情報交換等
4. 京都市障害者生活支援事業に協力する人材（ピアカウンセラー等）の育成と確保
5. その他、前条の目的を達するために必要な事業

(会員)

第5条 本協議会は京都市障害者生活支援事業を実施あるいは運営している団体を会員として構成する。

第6条 本協議会の趣旨に賛同する団体・個人を協力会員とする。

(会計)

第7条 1. 本協議会の会計は、会費、補助金、寄付金等によってこれを賄う。
2. 会員は会費を納入する義務を負う。

(理事会)

第8条 1. 本協議会の運営の基本的な方針などを決定し監督するため理事会を置く。
2. 理事会は10名以内で構成する。
3. 理事の任期は2年とし再任を妨げない。

4. 理事長は、理事会によって選出され、本協議会を代表する。
5. 理事は、本協議会の活動に関して、連帯して責任を負う。
6. 理事会は、事務局の管理・監督を行う。

(監事)

- 第9条 1. 本協議会は監事を1名置き、監事は理事会の業務執行の状況および本協議会の財産の状況を監査しなければならない。
2. 監事は前項の監査を行った時および必要があると認める時は理事会において意見を述べるものとする。

(会計年度)

- 第10条 1. 本協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本協議会の予算は理事会の承認を得て定める。ただし、予算が可決されるまでは前年度の予算を基準として執行する。
3. 決算は次の年度に理事会の承認を得なければならない。

(規約)

- 第11条 1. この規約の変更は理事の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. 本協議会の運営を円滑にするために別に内規を設けることができる。

(解散ならびに残余財産の処分)

- 第12条 1. 本協議会の解散は理事会の4分の3以上の賛成を必要とする。
2. 残余財産の処分は理事会の決定によって決定する。

付則

1. この規約は2001年6月21日から施行する。
2. 理事の選出方法等の定めについては、第1回の総会開催時において決定するものとする。
3. 本協議会の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立時より2002年3月31日までとする。

資料 5**京都市障害者生活支援事業連絡協議会組織****◆理事会（10名以内）**

理事長（1名）谷口明広（自立生活支援センター「きらリンク」事務局長）

副理事長（1名）浅井 衛（社会福祉法人京都身体障害者福祉センター 事務局長）

※専外担当

副理事長（1名）平田 義（障がい者生活支援センター「あいりん」 所長）

理事（7名）平田孝之（自立生活支援センター「きらリンク」運営委員長）

平尾剛之（自立生活支援センター「きらリンク」副運営委員長）

武次辰夫（障害者生活支援センター「らくなん」 所長）

恵大一郎（社会福祉法人イエス団 野百合保育園 園長）

◆監事

監事（1名）加納照彦（洛南障害者授産所 所長）

◆事務局

障害者生活支援センター「らくなん」内

事務局長（1名）酒伊良行

会計（1名）江村裕之

◆担当者連絡会

京都市障害者生活支援事業を実施あるいは運営している団体の担当者

◆正会員

京都市障害者生活支援事業を実施あるいは運営している団体の職員

◆協力会員

本協議会の趣旨に賛同する団体・個人

資料6

支援費単価表(大阪市=特甲地=6%アップで計算)		2003年4月				
日中(8:00~18:00)		身体介護	家事援助	日常生活支援	移動介護	
基準	時間帯				身体介護あり	身体介護なし
30分	~30分未満	2,220				
1時間	30分以上~1時間未満	4,260	1,620		4,260	1,620
1時間半	1時間以上~1時間半未満	6,190	2,350	2,550	6,190	2,350
2時間	1時間半以上~2時間未満	8,510	3,230	3,500	8,510	3,230
2時間半	2時間以上~2時間半未満	10,830	4,110	4,460	10,830	4,110
3時間	2時間半以上~3時間未満	13,150	4,990	5,410	13,150	4,990
3時間半	3時間以上~3時間半未満	15,470	5,870	6,370	15,470	5,870
4時間	3時間半以上~4時間未満	17,790	6,750	7,320	17,790	6,750
4時間半	4時間以上~4時間半未満	20,110	7,630	8,270	20,110	7,630
5時間	4時間半以上~5時間未満	22,440	8,510	9,230	22,440	8,510
5時間半	5時間以上~5時間半未満	24,760	9,390	10,180	24,760	9,390
6時間	5時間半以上~6時間未満	27,080	10,270	11,140	27,080	10,270
6時間半	6時間以上~6時間半未満	29,400	11,150	12,090	29,400	11,150
7時間	6時間半以上~7時間未満	31,720	12,030	13,040	31,720	12,030
7時間半	7時間以上~7時間半未満	34,040	12,910	14,000	34,040	12,910
8時間	7時間半以上~8時間未満	36,360	13,790	14,950	36,360	13,790
8時間半	8時間以上~8時間半未満	38,690	14,670	15,910	38,690	14,670
9時間	8時間半以上~9時間未満	41,010	15,550	16,860	41,010	15,550
9時間半	9時間以上~9時間半未満	43,330	16,430	17,810	43,330	16,430
10時間	9時間半~10時間未満	45,650	17,300	18,770	45,650	17,300

早朝夜間=25%アップ (6:00~8:00 18:00~22:00)		身体介護	家事援助	日常生活支援	移動介護	
基準	時間帯				身体介護あり	身体介護なし
30分	~30分未満	2,780				
1時間	30分以上~1時間未満	5,320	2,020		5,320	2,020
1時間半	1時間以上~1時間半未満	7,730	2,940	3,190	7,730	2,940
2時間	1時間半以上~2時間未満	10,640	4,040	4,380	10,640	4,040
2時間半	2時間以上~2時間半未満	13,540	5,140	5,570	13,540	5,140
3時間	2時間半以上~3時間未満	16,440	6,240	6,770	16,440	6,240
3時間半	3時間以上~3時間半未満	19,340	7,340	7,960	19,340	7,340
4時間	3時間半以上~4時間未満	22,240	8,440	9,150	22,240	8,440

深夜=50%アップ (22:00~6:00)		身体介護	家事援助	日常生活支援	移動介護	
基準	時間帯				身体介護あり	身体介護なし
30分	~30分未満	3,330				
1時間	30分以上~1時間未満	6,390	2,430		6,390	2,430
1時間半	1時間以上~1時間半未満	9,280	3,520	3,830	9,280	3,520
2時間	1時間半以上~2時間未満	12,760	4,840	5,260	12,760	4,840
2時間半	2時間以上~2時間半未満	16,240	6,160	6,690	16,240	6,160
3時間	2時間半以上~3時間未満	19,730	7,480	8,120	19,730	7,480
3時間半	3時間以上~3時間半未満	23,210	8,800	9,550	23,210	8,800
4時間	3時間半以上~4時間未満	26,690	10,120	10,980	26,690	10,120
4時間半	4時間以上~4時間半未満	30,170	11,440	12,410	30,170	11,440
5時間	4時間半以上~5時間未満	33,660	12,760	13,840	33,660	12,760
5時間半	5時間以上~5時間半未満	37,140	14,080	15,270	37,140	14,080
6時間	5時間半以上~6時間未満	40,620	15,400	16,710	40,620	15,400
6時間半	6時間以上~6時間半未満	44,100	16,720	18,140	44,100	16,720
7時間	6時間半以上~7時間未満	47,580	18,040	19,570	47,580	18,040
7時間半	7時間以上~7時間半未満	51,070	19,360	21,000	51,070	19,360
8時間	7時間半以上~8時間未満	54,550	20,680	22,430	54,550	20,680

《支給量の判定基準(居宅介護)》

1) 身体介護・家事援助・日常生活支援

介護者の状況 本人の状況	全面介助 (全身性障害者)	全面介助 (身障重度、知的重度)	一部介助 (身障中度、知的中度・軽度)
	日常生活支援	身体介護・家事援助 日常生活支援	身体介護・家事援助 日常生活支援
単身又はこれに準じる世帯で日常の家事・介護能力に欠ける場合	180時間／月 (18H×52週／12月+全身性102H)	78時間／月 (18H×52週／12月)	52時間／月 (12H×52週／12月)
介護者及び家族が、日常の家事・介護能力に問題がない場合	102時間／月 (全身性102H)	52時間／月 (12H×52週／12月)	18時間／月 (4H×52週／12月)

※本人の状況の上段は障害区分、下段は可能なサービス提供の種類

- ① 時間数はサービス提供の上限であり、原則としてこの範囲において、個々の状況やウイークリープランの聞き取りや実施調査等により、個々の状況に応じて必要なサービスを提供する。(現行決定のサービス量が必要のない場合は減少させる。)
- ② 日常生活支援は、脳性まひ者等全身性障害者(両上肢・両下肢・体幹のいずれにも重度の障害を有し障害程度が1級の者)に対してサービスを提供する。
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者については、障害の程度にかかわらず身体障害の中軽度の障害区分でのサービス提供量を目安とするが、重度の障害者については個々の状況に応じてこれを超えて身障重度(全面介助)の区分の適用を行っても差し支えない。
- ④ サービス量の確保の見通しがない場合は、ニーズや必要量を基準としつつ「サービスが確保できる範囲」での決定とし、引き続き斡旋・調整に努めるとともに、サービスが確保できた時点で変更申請を受け追加決定を行うものとする。
- ⑤ 生活の基本的な部分を支えるために、限度を超えてサービスを提供することが必要と判断される場合(ヘルパーの2人派遣や夜間のヘルパー派遣が必要な場合を含む)、障害福祉課へ連絡のうえ協議を行う。(障害の状況が最重度であり、コミュニケーションを行うことが困難なひとり暮らしなどの障害者であって、地域における自立と社会参加の支援を図る観点から必要なサービスを提供することについて、障害福祉課が関係機関等と連携しながらサービス提供の調整を図る。)
- ⑥ 現行サービス基準で対象とならない軽度の障害者で、家事等のサービスが必要と考えられる者については、基本的にはサービス決定は難しいが、障害福祉課へ連絡のうえ、ケース検討やケースの積み上げ等を行い今後のサービス提供を検討する。